

○ 信号機等交通安全施設の点検及び維持管理要領の制定について（通達）

〔 令和 2 年 1 月 20 日交規甲達第 4 号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

- 対号 1 平成16年11月 8 日付け交規甲達第28号「信号施設等の維持管理に関する要領の制定について（通達）」
- 対号 2 平成28年 3 月 3 日付け交規甲達第 8 号「道路標識等の点検及び維持管理要領の全部改正について（通達）」
- 対号 3 平成29年 7 月 14 日付け交規甲達第16号「石川県警察における交通安全施設端末装置用鍵の管理の徹底について（通達）」

信号機等交通安全施設の点検及び維持管理については、対号に基づき運用しているところであるが、全国的に経年劣化に起因する交通安全施設の倒壊、落下等事案が発生するなど、交通安全施設のより適正な維持管理が重要な課題となっており、確実な点検等による維持管理の徹底と交通規制業務の効率的な推進を図るため、別添のとおり、信号機等交通安全施設点検及び維持管理要領を制定したので、業務上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

信号機等交通安全施設点検及び維持管理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）及び交通規制基準（平成30年12月14日付け警察庁丙規発第33号、丙交企発第120号）の規定に基づき設置された石川県公安委員会が管理する信号機、道路標識・道路標示等交通安全施設（以下「交通安全施設」という。）及び交通安全施設関係装備品の点検及び維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通安全施設等の管理責任

1 総括責任者

交通規制課長は、交通安全施設及び交通安全施設関係装備品（以下「交通安全施設等」という。）の維持管理について、総括責任を負うものとする。

2 管理責任者

警察署長は、管轄区域内の交通安全施設等の維持管理について、管理責任を負うものとする。

3 取扱責任者

交通安全施設等の維持管理に必要な業務の処理に当たらせるため、交通規制課及び警察署に取扱責任者を置く。

取扱責任者は、交通規制課にあっては次席、警察署にあっては交通官若しくは地域交通官又は交通第一課長若しくは交通課長をもって充てる。

第3 交通安全施設の点検

1 点検の方法

点検は、日常点検、定期点検及び特別点検によって行い、交通安全施設の設置状況及び異常の有無を点検するものとする。

(1) 日常点検

管理責任者は、交通課員、地域課員等による日常の警察活動を通じて、点検を行うものとする。

(2) 定期点検

総括責任者は、専門的知識を有する民間業者の業務委託を活用し、定期的かつ計画的に点検を行うものとする。

(3) 特別点検

管理責任者は、風水害、積雪等により損傷等の発生が予測される場合又はその発生直後等において、点検を行うものとする。

2 点検要領

交通安全施設の点検に際しては、信号・標識柱の傾斜、発錆・塗膜^{せい}の剥離、接触痕、信号灯器の滅灯、道路標識^{たい}の褪色、方向不良等の状況について、目視による外観点検を行うものとする。

3 点検結果の記録化

日常点検等を実施した場合は、交通規制情報管理システム（以下「交通規制システム」という。）に点検年月日、点検結果を記録するものとする。

第4 異常発見時の措置

1 特異重大事案

管理責任者は、信号機、車両感知器等交通管制センター端末施設（以下「信号機等」という。）の故障、信号・大型標識柱の倒壊、信号灯器や大型標識板の落下及び交通安全施設の異常に起因する第三者被害の発生等特異重大事案を認知したときは、総括責任者に速報するものとする。

2 応急措置

(1) 現場措置

管理責任者は、交通安全施設の故障等により交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあるときは、速やかに警察官を派遣し必要な措置をとるものとする。

(2) 仮復旧

総括責任者は、交通安全施設の故障等により交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあるときは、保守業者を派遣するなど必要な措置をとるものとする。

3 その他

職員は、交通安全施設の故障・異常を認知したときは、速やかに当該交通安全施設を管理する管理責任者に通報するものとする。

第5 補修上申等

1 信号機等

管理責任者は、点検等において信号機等の故障、破損等を認知したときは、信号機等障害記録簿（警察署）（別記様式第1号）に故障の状況等を記載し、総括責任者に報告するものとする。

報告を受けた総括責任者は、信号機等障害記録簿（管制センター）（別記様式第2号）に原因、処理状況等を記載し、交通規制システムに対応状況を

登録するものとする。

2 道路標識・道路標示

管理責任者は、道路標識・道路標示の破損、摩耗等を認知したときは、交通規制システムにおいて道路標識等の補修（補充）上申書（別記様式第3号）を作成・登録するものとする。

3 計画的整備

交通安全施設の故障、破損等の報告等を受けた総括責任者は計画的な整備を図るなど、交通規制の実効性が上がるよう努めるものとする。

第6 交通安全施設関係装備品

1 交通安全施設端末装置用鍵

(1) 配分

総括責任者は、信号機等の管理運用のため交通安全施設端末装置用鍵（以下「端末装置鍵」という。）の必要数を管理責任者及び警察本部所属長（以下「管理責任者等」という。）に配分するものとする。

配分を受けた警察本部所属長は、警部又は同相当職以上の職員の中から端末装置鍵取扱責任者を指定し、端末装置鍵の管理に必要な事務を行わせるものとする。

(2) 臨時配分申請

管理責任者等は、祭礼、マラソン等の事案対応のため、端末装置鍵に不足が生ずるときは、端末装置鍵配分申請書（別記様式第4号）により、総括責任者に臨時配分申請を行うものとする。

申請を受けた総括責任者は、事案対応に必要な数量を臨時配分するものとする。

(3) 返納

管理責任者等は、臨時配分期間が終了したとき又は信号機等の管理運用上必要がなくなったときは、速やかに総括責任者に返納するものとする。

(4) 受領書の交付

端末装置鍵の配分を受けた管理責任者等又は返納を受けた総括責任者は、端末装置鍵受領書（別記様式第5号）を総括責任者又は管理責任者等に交付するものとする。

(5) 保管・管理等

ア 保管

総括責任者及び管理責任者等は、端末装置鍵の亡失、滅失又は毀損を防止するため、施錠ができる保管庫等に保管するものとする。

イ 管理

総括責任者及び管理責任者等は、端末装置鍵管理簿（別記様式第6号）により端末装置鍵の出納状況を明らかにしておかなければならない。

ウ 点検

総括責任者及び管理責任者等は、毎月末現在をもって現物と端末装置鍵管理簿の照合を行わなければならない。

エ 引継ぎ

総括責任者及び管理責任者等に異動が生じたときは、前任者は発令日の前日に現物と端末装置鍵管理簿を照合の上、確実に引き継ぐものとする。

2 その他装備品

管理責任者等は、可搬式発動発電機、信号灯器用除雪用具等交通安全施設関係装備品の機能、使用方法及び設置場所を把握するとともに、常に良好な状態で維持しなければならない。

第7 交通実態との整合性

交通安全施設の設置後、道路交通環境の変化により交通実態に適合しなくなったと認められるときは、交通規制の見直し等必要な措置を図ること。

また、設置された信号機の周期見直しが必要と認められるときは、信号周期変更申請書（別記様式第7号）により信号周期の変更申請を行うものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月20日から施行する。

別記様式第1号 (第5関係)

信号機等障害記録簿 (警察署)

年 月 日 (曜日)

署長	副署長	交通官	処理区分	対応日時	相手先名	担当者名	障害発生場所 (交差点名、機器名)	障害の状況 (障害位置等)	備考 (特異事項等)
課長	係長・主任・係		発生(認知)						
			管制セク連絡						
			復旧						

年 月 日 (曜日)

署長	副署長	交通官	処理区分	対応時分	相手先名	担当者名	障害発生場所 (交差点名、機器名)	障害の状況 (障害位置等)	備考 (特異事項等)
課長	係長・主任・係		発生(認知)						
			管制セク連絡						
			復旧						

年 月 日 (曜日)

署長	副署長	交通官	処理区分	対応時分	相手先名	担当者名	障害発生場所 (交差点名、機器名)	障害の状況 (障害位置等)	備考 (特異事項等)
課長	係長・主任・係		発生(認知)						
			管制セク連絡						
			復旧						

別記様式第2号（第5関係）

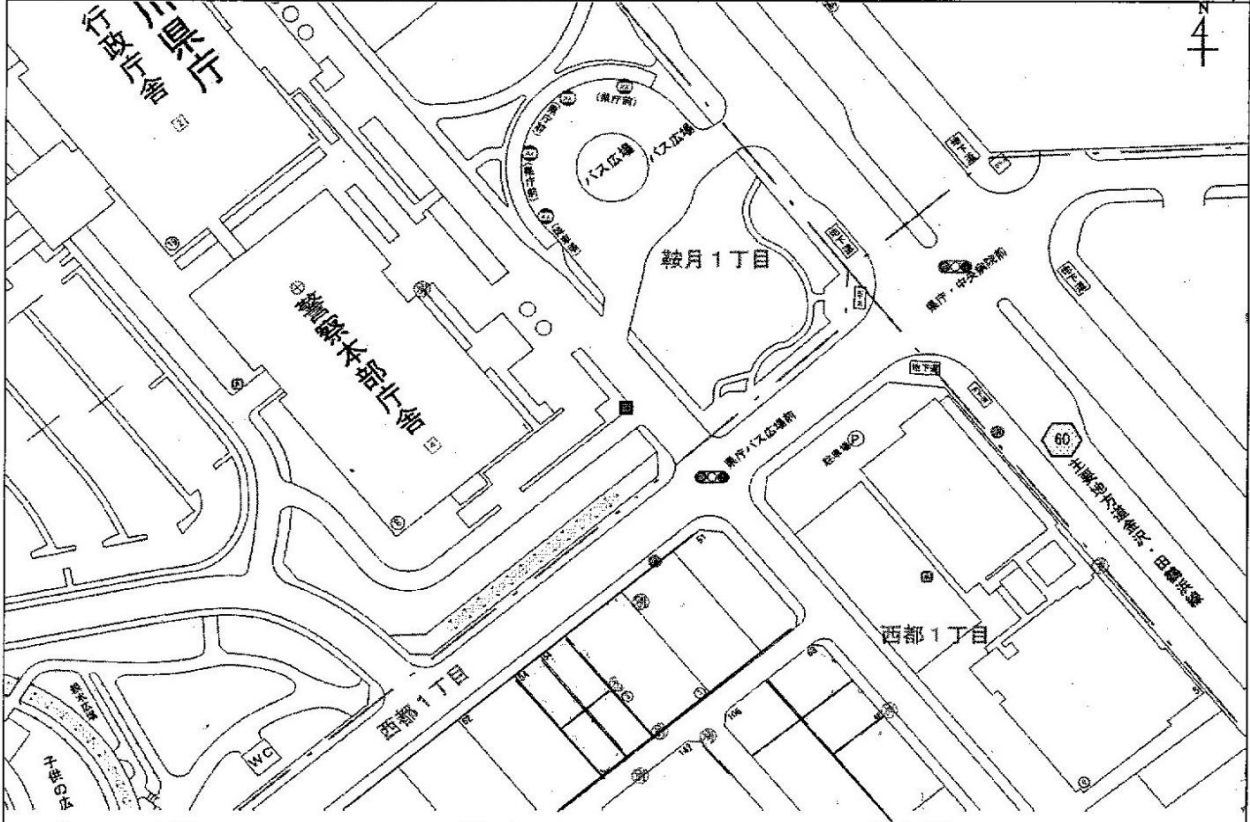
信号機等障害記録簿（管制センター）

年 月 日（ 曜日 ）				課 長	次 席	管制官	補 佐	係 長	主任・係	当日発生件数 当日処理件数 未処理件数	件 件 件
処理区分	対応日時	相手先名	担当者名	障害発生場所 （交差点名、機器名）	障害の状況 （障害位置等）	処理の経過	原因及び処理状況	備考	シ 登 ス 録 テ 状 ム 況		
受付											
手配											
復旧											
(復旧連絡)											
受付											
手配											
復旧											
(復旧連絡)											
受付											
手配											
復旧											
(復旧連絡)											
受付											
手配											
復旧											
(復旧連絡)											
受付											
手配											
復旧											
(復旧連絡)											

道路標識等の補修(補充)上申書

警察署	管理番号:	番号:
場所:	目標物:	
路線名:	施工年月日:	標示工事:

規制種別
規制番号



本板								更新枚数	
補助板	①	②	③	④	段	枚	段	枚	更新枚数
	⑤	⑥	⑦	⑧	段	枚	段	枚	
文字	①	⑤						更新枚数	
	②	⑥							
	③	⑦							
	④	⑧							
その他部材									

備考

端末装置鍵配分申請書

総括管理責任者 殿

管理責任者等 （所属長）

次のとおり、端末装置鍵の配分を申請します。

- 1 配分を必要とする端末装置鍵の個数
- 2 配分を必要とする期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 3 配分を必要とする理由

別記様式第5号（第6関係）

端末装置鍵受領書

端末装置鍵の種類 _____ 個数 _____ 備考 _____

注 番号が一連のものである場合は「～」等を用いて省略することができる。

受領年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

受領者 _____ 所属・官職・氏名 _____ 印 _____

交通部交通規制課長 殿

〇 〇 警 察 署 長

信号機周期等変更申請書

下記のとおり信号機の周期等について地図を添付のうえ申請する。

申請場所			
交差点名		告示番号	第 号
変更内容		略図	
変更理由			
地元民 の意見			
その他 参考事項			